

2022年4月26日

新型コロナウイルス（Covid-19）感染症への対応について

立正大学社会福祉学部

新型コロナウイルス感染症への対応に係わり、今年度（2022年度）の立正大学社会福祉学部におけるソーシャルワーク実習・精神保健福祉援助実習について、下記の通りお知らせいたします。

ソーシャルワーク実習Ⅰ・ソーシャルワーク実習Ⅱ・精神保健福祉士実習を行う学生の皆様

1. 感染予防及び感染拡大予防について

不要不急の外出は控え、手洗い（石鹸を用いた手洗いもしくはアルコール消毒）、マスク着用を励行する。また、実習実施時は、受入施設の方針に従う。

2. 実習（事前訪問含む）前・期間中の対応について

実習開始の2週間前から不要不急の外出（アルバイト、旅行、複数での飲食機会など）は避け、「体調チェックシート」の項目に従って、体調の自己管理を行う。実習（事前訪問含む）期間中は休日も毎朝「体調チェックシート」を記入し健康チェックを行い、発熱または咳、咽頭痛などの風邪の症状がみられる場合や体調不良時は、実習施設へは訪問せず、必ず施設の実習指導者と実習指導室に連絡のうえ、自宅で休養することを基本とする。

3. 新型コロナウイルスの感染が確認された場合、感染が疑われる場合

新型コロナウイルスへの感染、もしくは感染疑いがある場合には、速やかに実習指導室に電話かメールで報告する。感染が確認された場合は、定められた手続きに従って、大学への届け出を行う。

4. その他

尚、実習機関での配属型実習が中止となった場合には、文部科学省・厚生労働省の関係部局からの事務連絡等に従い、配属型実習に求められる要件を十分に踏まえた代替措置のプログラム（オンデマンド教材、対面授業等）による法定要件を満たす学内実習実施を検討する。なお、代替措置プログラムの制作に費用がかかるため、実習費は配属型実習と同等の金額を徴収する。

ソーシャルワーク実習Ⅰ・ソーシャルワーク実習Ⅱ・精神保健福祉援助実習
受入施設・機関の皆様

1. 実習中止等を判断する状況について

以下の場合には、実習中止等の判断をいたします。

- ①履修学生が発症し、ウイルス検査で陽性の確定診断がでたとき。
- ②実習施設の関係者（利用者、職員等）が発症し、ウイルス検査で陽性の確定診断がでたとき、など実習施設等の要請があった場合。
- ③その他、新型コロナウイルス感染症をめぐる大学および実習施設等の状況をふまえ、実習および実習関連行事を中止することが適当と該当学部および実習指導室が判断したとき。

以下の場合には、適切な受診およびウイルス検査をふまえ、陰性の確認を前提に実習施設との協議により、実習実施の可否について判断いたします。

- ①履修学生が現に同居する家族、また、履修学生が居住する学生寮等、あるいは社会人学生が勤務する職場などにおいて陽性患者が発生した結果、当該学生が濃厚接触者となったとき。

2. 実習生にかかわる情報共有および検査対応

以下の場合に、実習施設との情報共有および対応をいたします。

- ①実習（事前訪問含む）受入予定の学生に新型コロナウイルス感染症陽性の診断がでた場合や、当該学生が濃厚接触者となった場合は、本学より速やかに連絡を行う。
- ②実習生のワクチン接種について照会があった場合には、その有無について確認し返答する。
- ③実習施設より抗原検査またはPCR検査実施の要請があった場合には当該施設と協議し、当該学部および実習指導室が必要と判断したときには、いずれかの検査を実施するよう学生に指導する。
- ④その他新型コロナウイルス感染症予防に必要なと思われる情報について、適切に取り扱い共有する。

3. 施設・機関の皆様へのお願い

貴施設・機関関係者（利用者、職員等）がウイルス検査で陽性の確定診断が確認された場合や、濃厚接触者が確認された場合には、施設内対応が落ち着いた後、実習指導室、あるいは担当教員宛てにご一報いただきますようお願いいたします。

※参考資料

「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成設備等の対応について（事務連絡）」（令和4年4月19日）

http://jaswe.jp/novel_coronavirus/doc/covid19_kouromonka_jimurenaku_20200601.pdf

「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の養成所等の実習施設への周知事項等について（周知）」（令和4年4月14日）

http://jaswe.jp/novel_coronavirus/doc/20210610_kourou_jimuren.pdf